

令和8年1月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和8年1月19日（月） 午後2時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室
- 3 出席 教育長（廣田隆延）
教育委員会委員（笠井智佳、松嶋康博、服部直美、加藤貴也）
- 4 議場に出席した職員
教育委員会事務局教育次長（永井洋一）、教育委員会事務局参事（磯部仁）、参事兼教育総務課長（横木一郎）、参事兼教育政策課長（白木敏弘）、参事兼学校教育課長（藤見忠）、教育指導課長（上田由実子）、教育支援課長（鈴木康仁）、書記（木葉健介）、書記（久住孝大）
- 5 議事
 - (1) 鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則の制定について (教育政策課)
 - (2) 鈴鹿市立学校施設使用条例施行細則の廃止について (教育政策課)
 - (3) 鈴鹿市立学校の管理に関する規則等に定める申請、届出、報告等様式に関する規程の一部改正について (教育指導課)
 - (4) 鈴鹿市スクールバスの利用に関する要綱の制定について (教育指導課)
- 6 その他
 - (1) 令和8年2月教育委員会定例会の開催について (教育総務課)
- 7 傍聴人1名

(教育長) 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和8年1月教育委員会定例会を開催します。本日の議事録署名委員は、松嶋委員にお願いいたします。

(教育長) それでは、議事に入ります。議案第2206号「鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則の制定について」及び議案第2207号「鈴鹿市立学校施設使用条例施行細則の廃止について」につきましては、学校施設の使用に関する所要の整備でございますので、一括してお諮りします。事務局から説明をお願いいたします。

(参事兼教育政策課長) それでは、私からは議案第 2206 号「鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則の制定について」及び議案第 2207 号「鈴鹿市立学校施設使用条例施行細則の廃止について」説明申し上げます。議案書の 1 ページから御覧ください。最初に、これまでの経緯でございますが、令和 7 年 11 月の教育委員会定例会において、学校施設の使用に応じた使用料を徴収するため、「鈴鹿市立学校施設使用条例の一部改正について」承認をいただきました。その後、市議会の令和 7 年 12 月定例議会において可決されました。今回、提出させていただいた議案第 2206 号については、可決された条例の必要な事務手続を定めるためのものであり、議案第 2207 号については、鈴鹿市立学校施設使用条例の改正に伴い細則を廃止するものでございます。内容といたしましては、議案書の 2 ページを御覧ください。第 3 条において「許可の申請」を定めます。学校施設を使用しようとする日の 7 日前までに学校施設使用許可申請書（第 1 号様式）を教育委員会に提出しなければならないことを規定し、申請期日を明確化いたします。第 4 条において「許可等の通知」を定めます。学校施設使用不許可通知書（第 3 号様式）を新たに規定し、申請者に対し、不許可理由を通知いたします。第 5 条において「許可の取消し等の通知」を定めます。学校施設使用許可取消し（停止・条件変更）通知書（第 4 号様式）を新たに規定し、必要に応じて申請者に対し、許可取消し、効力の停止または条件の変更を通知いたします。

次に、議案書の 3 ページを御覧ください。第 7 条において、「届出」を定めます。事故があったとき又は施設等を損傷したときなどは、直ちに教育委員会へ届け出ることを規定いたします。主な内容の説明は、以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 第 4 条についてですが、許可または不許可を判断する場合のガイドライン的な基準はあるのでしょうか。

(参事兼教育政策課長) 第 4 条に関しましては、鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例に基づいております。学校運営上支障がある場合、教育上又は管理上支障を来すおそれがあるとき、公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき、学校施設を損傷するおそれがあるとき、営利を目的とする使用であるときなどの条件により、不許可の判断を行うこととなります。

(笠井委員) 分かりました。ありがとうございました。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2206 号「鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則の制定について」

及び議案第 2207 号「鈴鹿市立学校施設使用条例施行細則の廃止について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2206 号及び議案第 2207 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2208 号「鈴鹿市立学校の管理に関する規則等に定める申請、届出、報告等様式に関する規程の一部改正について」をお諮りします。事務局から説明をお願いいたします。

(教育指導課長) それでは、私からは議案第 2208 号「鈴鹿市立学校の管理に関する規則等に定める申請、届出、報告等様式に関する規程」の一部改正につきまして、説明申し上げます。11 ページを御覧ください。はじめに、変更に伴う経緯を御説明いたします。令和 8 年 4 月から、学校再編に伴い、鈴鹿市立天栄小学校が開校いたします。天栄小学校では、国の教育課程特例校制度を活用し、より効果的な教育の実施に向けて、特別の教育課程を編成することを予定しております。その具体としまして、時代の変化に対応できるよう、情報の収集・取捨選択の仕方や、ネットトラブルを予防するなどの情報モラル、1 人 1 台端末の操作スキルなどを計画的に学ぶために「情報活用」を新設教科として設定します。なお、こうしたことを実施する場合は、学校管理規則により、教育委員会に報告する必要があるのですが、これまで各校が使用しておりました現行の届では、新設教科を記入する欄がございませんので、小学校の教育課程の届・第 3 号様式の 1 に独自の新設教科を記入できる箇所を加えます。また、今回の見直しに併せて、教科等の区分の順も学校教育法施行規則第 51 条の別表に基づき、入れ替えております。なお、今後、中学校においても教育課程特例校制度を活用する可能性もあるため、中学校の教育課程の届・第 3 号様式の 2 も同様の理由により変更いたします。さらに第 3 号様式の 1 及び 2 の公印の必要性について協議したところ、削除しても問題が生じないと判断したことから、今後、公印の押印を求めないこととしました。改正につきましては、以上となりますが、今後も、国の動向を注視するとともに、教育活動に支障が生じないように、必要に応じて様式等の見直しに努めてまいります。以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願いします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 形式の確認ですが、13 ページ、第 3 号様式の 1 について「特別活動」の下に空欄を入れたということですが、中学校も同様という理解でよろしいでしょうか。

(教育指導課長) そのとおりでございます。

(加藤委員) この空欄には、どのような表現で教科を記載する予定ですか。

(教育指導課長) 今回は「情報活用」という教科でございます。

(加藤委員) 「情報活用」という名称については、基準やルールがあるのか、それとも新しい教科に関しては自由に決めていくのか、どのような流れになっているのでしょうか。新たに決めた教科を踏襲していくのであれば、共通したイメージが持てるようにしておいてもいいのかなと思いました。

(教育指導課長) 当初は「情報の時間」という案もあったのですが、情報を活用していく力が必要であるということで「情報活用」としております。情報活用能力を育成するための時間に特化したということで、このような名前にしています。

(加藤委員) 国語や理科であれば全員がイメージできますが、「情報」と書いてあると何をするのか分からないところがあるので「活用」を入れることで具体化されたのだと思います。新しい教科については共通のイメージが持てるようにしておくといいのかなと思いました。

(服部委員) 教育課程は、文部科学省から各教科の授業時間数が決められていると思いますが、この「情報活用」の時間はどこから編成するのですか。

(教育指導課長) 小学校1、2年生については生活科から、3年生から6年生については総合的な学習の時間から年間18時間、2週間に1回程度をこの時間に充てております。1年生については17時間、2週間に1コマを「情報活用」の時間に充てる想定をしております。

(服部委員) そうなるとその分、生活科と総合の時間を減らすということになるのでしょうか。生活科や総合の時間で学ぶ内容と情報活用の内容を兼ねることもできると思いますが、授業としてはどのような感じで進んでいくのでしょうか。

(教育指導課長) 生活科において、ICT端末で写真を撮ることなどの基本的な操作を特に重視して位置付けるといったように、総合的な学習の時間や生活科の中で情報活用能力を育成するための特化した形でやっていくことで、国語、算数などの各教科への活用につなげていきたいと考えております。

(服部委員) 天栄小学校で、特に力を入れて取り組まれることで、他の学校との違いは鮮明になりますか。

(教育指導課長) 天栄小学校において、「情報活用」を教育課程として特化していくことで、好事例を他の学校に発信していくというモデル的な取組になります。

(服部委員) 先進的に情報活用の内容に取り組んでいただくということですので、楽しみにしております。

(教育長) 情報活用については、本市が目指すべき方向性であると考えております。これまでの「情報」教科は、端末の使い方というイメージが強いのですが、「情報活用」になりますと、各教科でどのように活用していくかということを学ぶことに重点を置いておりますので、こちらの経過についても見守っていただければと存じます。

(松嶋委員) 天栄小学校の教員が「情報活用」の授業を実践されていくと思うのですが、それ以外の学校の教員への「情報活用」という教科の位置付けと内容の共有化はどのように図っていくのでしょうか。

(教育指導課長) 天栄小学校以外の学校では、生活科や総合的な学習の時間の中でICT端末スキルや情報モラルなどを学習し、各教科で端末を効果的に活用した授業を展開していきたいと考えております。この方針は、本市が目指している教育の方向性と合致しておりますので、今後は天栄小学校での実践事例を起点として、成果や活用方法を市全体へ共有化していきたいと考えております。

(松嶋委員) 来年度以降は、学習研究会などで「情報活用」の実際の授業を見るなどして、教職員が「情報活用」という教科への認識を広げていくことができるような取組が必要であると感じました。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2208号「鈴鹿市立学校の管理に関する規則等に定める申請、届出、報告等様式に関する規程の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第2208号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2209 号「鈴鹿市スクールバスの利用に関する要綱の制定について」をお諮りします。事務局から説明をお願いいたします。

(教育指導課長) それでは、私からは議案第 2209 号「鈴鹿市スクールバスの利用に関する要綱」につきまして、説明申し上げます。16 ページを御覧ください。令和 8 年 4 月から、学校再編に伴い、鈴鹿市立天栄小学校が開校いたします。これに伴いまして、現在の合川小学校及び天名小学校区の児童は通学区域が変更されますことから、スクールバスを運行するに当たりまして、その利用に必要な事項を定めるものでございます。第 3 条を御覧ください。別表にお示ししましたように、今回は天栄小学校の児童のうち、合川地区、天名地区に在住する児童を利用対象者としております。なお、「教育委員会が必要と認める場合」として、小規模特認校制度を活用し合川小学校に入学した児童を想定しております。第 5 条を御覧ください。具体的な利用手続きといたしましては、スクールバスを利用しようとする児童の保護者は、利用を開始する前年度の 2 月末までに「利用申込書」を校長を通じて教育委員会に提出いたします。教育委員会は、内容を審査した上で、利用を承認し、利用者証を交付いたします。この利用者証は、児童がバスに乗車する際に常に携帯するものです。第 6 条及び第 7 条を御覧ください。申込時から利用内容を変更しようとするときや、スクールバスの利用を取りやめようとするときには、保護者が教育委員会にあてて、必要な届出書を提出することといたします。第 8 条を御覧ください。一度利用を承認した場合でも、保護者から利用辞退の届出があった場合のほか、要綱の規定に違反する場合は、利用を取り消すことができることとしております。第 9 条を御覧ください。スクールバスを利用するに当たっての遵守事項を示しております。そのほか、関係する届出様式をお示しいたしました。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願いします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 20 ページの申込書に「登下校」「登校のみ」「下校のみ」とありますが、様々なパターンを想定されていることと思います。2 月頃になりますと、新年度に向けてこれらの様式を提出していただくことになると思うのですが、現時点における保護者の方のお声としてはいかがでしょうか。

(教育指導課長) 例えば、登校のみという場合には下校後に習い事があるため、保護者が迎えに来るといった場合を想定しております。また、下校のみの場合は、小規模特認校で入学している児童が、朝は保護者の送迎で、下校時は学童保育を利用するといった場合を想定しております。

(笠井委員)「今日は体調が悪いから乗りません。」「体調が悪くなったため、早退します。」といった突発的な場合の連絡方法や手順はどうなりますでしょうか。

(教育指導課長) 基本的には学校への連絡ということになります。細かいルールはこれから詰めていくことになります。

(笠井委員) 調整されていく中で開示できる情報が出てきましたら、こういった会議で教えていただきますようお願いいたします。

(松島委員) スクールバスには添乗員等が乗車されるということですが、保護者などの大人は乗れないという記載は不要でしょうか。事件等のリスクを考えた時に保護者を装った人が乗り込んでくる可能性も否定できません。

(教育次長) 利用者は通学区域の児童のみと規定しておりますので、保護者が乗車できないことは読み取ることができると考えております。添乗員については、今後、年間 100 日程程度の予定で募集したいと考えております。他市町を見ても、添乗員を乗せる事例が少ないため、慣れてきたら運転手と児童のみで乗車してもらうことも考えております。

(松島委員) 運行会社とは、今後しっかりと情報共有を図っていく必要があると思います。例えば、保護者から「こどもの具合が急に悪くなったので、一緒に乗車したい。」といった申し出があった際に、現場でどのように対応すべきなのかという判断基準が重要になります。臨機応変な対応が求められるからこそ、あらかじめ様々なケースを想定した上で、運行会社側と十分にディスカッションを重ねておくべきだと感じます。

(教育次長) 委員がおっしゃるとおりで、運行会社の方と十分に協議していきたいと思えます。本市にとって初めての事例であり、調整している最中でもございます。委員の皆様方でお気付きの点を教えていただけましたら、調整していきたいと思えますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2209 号「鈴鹿市スクールバスの利用に関する要綱の制定について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2209 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、その他事項に移ります。「令和 8 年 2 月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和 8 年 2 月教育委員会定例会でございますが、令和 8 年 2 月 10 日(火) 午後 1 時 30 分から教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、令和 8 年 2 月教育委員会定例会を令和 8 年 2 月 10 日(火) 午後 1 時 30 分から教育委員会室において、開催することにいたします。

(教育長) 以上をもちまして令和 8 年 1 月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

1 月教育委員会定例会終了 午後 2 時 29 分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委員 松 嶋 康博